

**令和 8 年度尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた
保健指導及び未利用勧奨業務 公募型プロポーザル募集要項**

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することで、将来の脳・心血管疾患、糖尿病合併症の発症を予防することを目的としている。本市においても、平成 20 年度から生活習慣病予防対策を重要課題として捉えており、保健指導完了率の向上に向けた取り組みや、対象者の生活習慣改善の促進に取り組んできた。本市では、特定保健指導完了率の目標値を令和 8 年度 42%、令和 10 年度を 44%としている。今回、その目標達成に向けた企画提案を募り、特定保健指導及び未利用勧奨のより効率的・効果的な実施を目的として、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を募集する。

1 業務名

尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務

2 業務内容

「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務仕様書」のとおり

3 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

今回の企画提案により選定された事業者との契約は、保健指導の質の担保をしつつ、継続的な支援体制を整えるため、令和 10 年度までを限度とし、年度毎の単年度契約とする。ただし、業務実績が振るわない時や、尼崎市議会において予定の議決が得られない時は、契約を更新しない場合がある。

4 提案上限額

15,270,200 円（消費税及び地方消費税を含む）（令和 8 年度分）

当該企画提案は、令和 8 年度予算の議決を得ることを前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、議会の議決が得られない場合は契約を締結できない。また、委託料上限額についても変更の可能性がある。

5 応募資格要件

業務の実施に必要な能力を有し、以下の要件を全て満たす者。

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）」第 2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 仕様書に記載する業務を円滑に執行する能力を有し、過去に国や地方公共団体等における特定保健指導業務の実績を有していること。加えて、仕様書に基づき確実に特定保健指導実施率及び完了率が向上するよう、企画立案から業務実績の評価までの業務を一括対応することが可能であること。

- (3) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての登録をしていること。
- (4) 次の全ての事項に該当しない者であること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 本市から入札参加停止措置を受けている者。
 - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - エ 代表者及び役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市民税等を滞納している団体ではないことないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと。
- (6) 個人の市民税及び県民税の特別徴収義務者としての義務を怠っていないこと。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、公的な認定機関により認証された管理システム（プライバシーマークやISO27001等）を有し社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みを整備していること。

6 スケジュール（予定）

内容	日程
募集要項の公表	令和7年11月26日（水）
質問の受付期限	令和7年12月2日（火）午後5時まで。
質問の回答	令和7年12月9日（火）午後5時までに本市ホームページ上に掲載する。
参加表明書等の提出期限	令和7年12月18日（木）午後5時まで。
企画提案書等の提出期限	令和7年12月25日（木）午後5時まで。
プレゼンテーション及び審査	令和8年1月29日（木）
選考結果の発表及び通知	手続き終了後速やかに。

- (1) 上記の内容は、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。
- (2) プレゼンテーション審査開始時間等については、別途調整し通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票」(様式1)に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問票(事業者名)特定保健指導等業務」と入力した上で電子メールにより提出することとする。電子メールの到達を健康支援推進担当へ電話で確認すること。

上記以外の方法(来庁、電話等)での質問や、受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

(2) 質問期限

令和7年12月2日(火)午後5時00分まで。(必着)

(3) 質問先

尼崎市 保健局 健康増進担当(部) 健康支援推進担当(課)

メールアドレス：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

(到着確認電話番号：06-6435-8967)

(4) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表する。

(5) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問は一切回答しない。

イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

8 応募方法

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出物

参加表明書(様式2)

イ 提出方法

「参加表明書」(様式2)を記入の上、件名は「プロポーザル参加表明書(事業者名)特定保健指導等業務」と入力した上で、電子メールにより提出すること。電子メールの到達を健康支援推進担当へ電話で確認すること。

ウ 提出先

尼崎市 保健局 健康増進担当(部) 健康支援推進担当(課)

メールアドレス：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

(到着確認電話番号：06-6435-8967)

エ 提出期限

令和7年12月18日（木）午後5時00分まで。（必着）

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に必要な書類を次の通り提出すること。

ア 提出物

（ア）～（カ）の順に並べたうえで、A4 縦型またはA4 横型の様式で1セットとし、9部（正本1部、副本8部）を提出すること。（キ）～（シ）については1部のみ提出すること。なお、尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿（令和6・7年度）に登載されている者で競争入札参加有資格者名簿（令和8・9年度）に掲載予定の者は、（キ）～（シ）の書類を省略できるものとする。

（ア） 企画提案申込書（様式3）

（イ） 企画提案書（任意様式）

a 様式

A4 サイズ、横書きで10.5ポイント以上（図表等に含まれる文字を除く）、両面印刷とする。なお、用紙方向は統一し、ホッチキス留めすること。

b 体裁

表紙には表題「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務企画提案書」及び事業者名、作成日を記載し、表紙の次ページに目次を付すこと。

正本1部には代表者印を押印、副本は押印を省略してもよい。

c 記載内容

「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務仕様書」に基づくこととする。

（a） ICT の活用状況

（b） 運営管理

（c） 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

（d） 保健指導プログラム

（e） 特定保健指導実施率及び完了率の目標値、達成のための対策

（f） 特定保健指導未利用者への勧奨方法

（g） 業務の実施効果と今後の対策についての分析・報告

「9 審査方法及び審査基準（2）審査基準」、別紙「審査項目及び評価の視点」の「評価項目」の欄に記載のある内容については「評価の視点」の内容を踏まえて、必ず企画提案書で触れること。

また、市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）、準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）に該当、もしくは事業実施に際して市内在住者の雇用を行う提言がある場合、その点を記載すること。

（ウ） 見積書（様式4）

様式4に必要な事項を記載し、提出すること。（件数は「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導及び未利用勧奨業務仕様書」に基づき算出すること。）なお、

経費の内訳については、費目別に整理した上で自由様式にて提出すること。

(エ) 事業運営に関する組織体制（任意様式）

業務責任者の職名と、その者の業務略歴・実績並びに、業務の一部の再委託を予定している場合は、再委託先名と再委託先業務の内容を記載すること。

(オ) 類似業務受託実績（任意様式）

特定保健指導及び未利用勧奨の業務実績について、「委託者名、業務名、業務概要、業務期間及び業務実績（業務前後での特定保健指導実施率及び完了率の変化など）」を記載したものを提出すること。

複数の実績がある場合は最大 10 件まで、令和 6 年度以降で特定保健指導業務と未利用勧奨業務とともに受託した実績を優先して記載すること。

(カ) 応募事業者の企業全体の概要が分かる資料、パンフレット等。

(キ) プライバシーマークや ISO27001 等、公的な認証機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していることがわかる認定書の写し。

(ク) 納税証明書

事業所がある市町村（尼崎市で課税がある場合は尼崎市）が発行する納税証明書及び所轄税務署発行の納税証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

(ケ) 営業報告書（任意様式）

直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(コ) 法人登記簿謄本（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

(サ) 代表者印鑑登録証明書（提出日前 3 ヶ月以内に発行された正本）

(シ) 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）

イ 提出方法

郵送、または持参により提出すること。なお、持参の場合は必ず前日までに事前予約すること。

提出先：〒660-0052

兵庫県尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1-502 号 フェスタ立花南館 5 階

尼崎市 保健局 健康増進担当部 健康支援推進担当 宛て

持参の場合の受付時間…受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時まで。

ウ 提出期限

令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 5 時 00 分まで。（必着）

エ 応募の辞退について

上記書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入し押印の上、辞退届（様式 5）を提出すること。

(3) 提出書類の取扱い

ア 企画提案書等提出書類は、本プロポーザル手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開の請求があった場合は、本市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 企画提案書等提出書類は、選定に必要な範囲において複製をすることがある。

- ウ 企画提案書等提出書類は、一切返却しない。
- エ 企画提案書及び見積書については、1 応募者につき 1 提案に限る。
- オ 提出期限後における企画提案書等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された企画提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属することとする。
- キ 提出された企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、全て応募者が負うものとする。

(4) 留意事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載または重大な誤りがある場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本要項に違反すると認められる場合
- カ 「4 提案上限額」を超えた提案である場合
- キ 契約締結日までに「5 応募資格要件」を欠く事態が生じた場合

9 審査方法及び審査基準

選定にあたっては、以下のとおり審査を行うものとする。

(1) 審査方法

- ア 公募型プロポーザル方式とし、「尼崎市国民健康保険特定保健指導完了率向上に向けた保健指導等業務実施事業者選定会議」において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に審査する。
- イ 応募者数が 6 者以上の場合は書類審査（一次選定）を行い、原則上位 5 者に対して「10 プレゼンテーション、質疑応答」（二次選定）を行う。応募者数が 5 者以内の場合は上記を合わせて行うこととする。
- ウ 審査の結果、得点の合計が最も高い者を優先交渉者とし、委託契約に向けて協議を実施する。ただし、その者との協議が整わない場合は、次に得点の合計が高い者から順に協議を実施する。
- エ 応募者が 1 者の場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の得点の合計が満点の 60%未満の場合は不採用とする。

(2) 審査基準

別紙「審査項目及び評価の視点」に基づき採点する。

10 プレゼンテーション、質疑応答

提出された企画提案書に対する質疑及び補足説明を求めるため、次に掲げるとおり、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは提出された企画提案書等提出書類に基づき行うものとし、その場での内容変更や訂正、資料の追加は認めない。

(1) 日時

令和 8 年 1 月 29 日（木）の指定する時間

(2) 場所

尼崎市保健所

(3) 実施時間

1 者 40 分程度とする。（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分）

(4) 出席者について

プレゼンテーションへの出席者は 3 名以内とし、主にプレゼンテーションを行う者は業務従事者
とすること。質疑に対する回答は、その時点で正式回答とし、後日の回答は認めない。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加しない場合は、選定の対象外とする。

イ プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するものとし、その他の必要な機材は応募者にて
用意するものとする。その場合は、事前に事務局へ電話すること。

ウ プレゼンテーション内容について、録音することをご了承いただくものとする。

11 選定結果の通知及び公表

選定結果については、後日電子メールにて通知する。なお、選定結果についてはホームページにて公
表する。なお、その他の選定経過や事業者等に関する質問や異議申し立ては一切受け付けない。

12 契約締結にかかる手続き等

(1) 仕様等の確定

契約締結に向けて、受託候補者と協議を行うが、受託候補者の選定をもって受託候補者の企画提案
書等に記載された全内容を承認するものでない。

企画提案書の項目の追加・変更及び削除等について協議したうえで、必要な範囲内において本契
約の仕様に反映させる。

(2) 契約保証金

本市と契約する際には、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定及び尼崎市契約規則によ
り、契約日から 5 日以内に契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の納付が必要となる。ただし、
尼崎市契約規則第 32 条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

(3) 一括再委託の禁止

受託候補者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、受託
候補者は業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を
得なければならない。

13 人権尊重の取組の推進

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日
常生活の中で 互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に
浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵
守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令

和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、受託候補者の選考を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではない。
- (2) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、この応募に要する経費については、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 郵便や電子メールなどに関する通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 選定に関する審査内容及び経過については公表しない。
- (6) 応募者は、競争を制限する目的で、他の応募者と応募意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。
- (7) 応募者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該応募者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期、若しくは取りやめることがある。

15 事務局（問い合わせ先）

〒660-0052 尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1-502 号 フェスタ立花南館 5 階

保健局 健康増進担当（部） 健康支援推進担当（課） 担当：本田、三岡、山内

TEL：06-6435-8967

FAX：06-6435-8968

E-mail：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上